

多治見市役所新庁舎利活用市民会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 多治見市役所新庁舎の建設にあたり、新庁舎多目的空間その他新庁舎の利活用について検討を行う、多治見市役所新庁舎利活用市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見を市長に述べるものとする。

- （1）利活用目的に関すること。
- （2）利活用手法に関すること。
- （3）その他市長が必要と認めた事項

（組織）

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）多目的空間の利活用に熱意を有する者
- （2）まちづくり・にぎわい創出に関し識見を有する者
- （3）学識経験者
- （4）公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は、多治見市役所新庁舎の供用開始までとする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、総務部総務課新庁舎建設事務局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。